

～大切なお知らせ～

ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）以外の世帯の方へ 令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回給付金）の支給対象者であった方

（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

※令和5年5月30日（火）に**申請不要**で支給済みです。

② 令和5年3月31日時点で 18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象）であり、（ア）または（イ）に該当する方

（ア）令和5年度の市民税（均等割）非課税の方

（イ）物価高騰の影響により家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入額が、市民税非課税相当の収入額となった方

※給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

3. 給付金の支給手続き

①令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

▶給付金は、申請不要で令和5年5月30日（火）に支給済みです。

▶令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給している口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座等）に振り込みました。

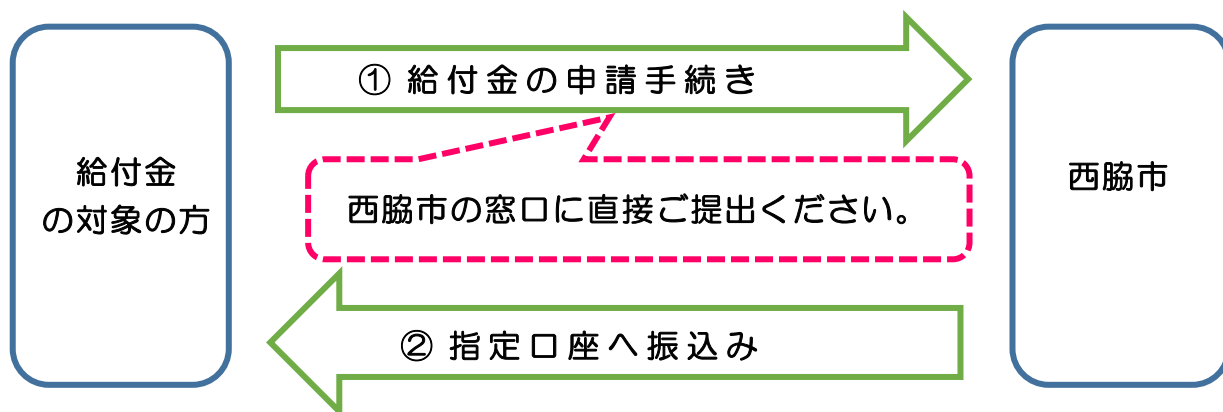
【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を提出してください。

※子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた児童手当または特別児童扶養手当の支給口座等を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

②上記以外の方で、物価高騰の影響により家計が急変し方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに西脇市の**窓口**に提出してください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、又は警察相談専門電話（#9110）にご連絡ください。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日 9:00~18:00)

■ 西脇市役所

福祉部 はぴいくサポートセンター

0795-22-3111 (内線 1152)

(受付時間：平日 8:30~17:15)